

札幌第 1752 号
平成 23 年 (2011 年) 7 月 29 日

各移動支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい福祉担当部長
天 田 孝

同行援護の開始について

平素より、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただいておりますことにお礼申し上げます。

本年 10 月に改正される障害者自立支援法において、視覚障がい者 (児) の外出時に必要な移動の支援を行うためのサービスは、地域生活支援事業である「移動支援」から、介護給付費である「同行援護」として個別給付化されることとなります。

現在、移動支援を利用している視覚障がい者 (児) が引き続きサービスを利用するためには、原則、同行援護に係る支給申請が必要となります。本市での同行援護の取扱いについては、下記のとおりとなりますので通知します。

また、同行援護への移行の対象となる方には、各区役所から個別に申請勧奨を行っておりますが、貴事業所におきましても利用者への説明や手続きのサポートなど、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 利用者あて案内文
別紙のとおり
- 2 本市における同行援護の取扱いについて
対象者
視覚障がいによる身体障害者手帳を所持しており、単独での移動が困難な方
視覚障がい 1 ~ 3 級程度または夜盲等で単独での移動が困難な場合
サービス内容
ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援 (代筆・代読を含む。)
イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
ウ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
サービス提供範囲
対象となる外出等は移動支援と同様であり、移動支援ガイドラインに基づき運用

サービス種類

- ア 同行援護（身体介護を伴う）
- イ 同行援護（身体介護を伴わない）

支給量

月 60 時間を上限とし、必要と認められる範囲で支給量を決定する（移動支援と同様）。

留意事項

- ア サービス種類の「身体介護を伴う」・「身体介護を伴わない」については、その必要性により本人が申請を行い、調査のうえ支給決定を行います。

同行援護における身体介護とは、外出時における食事・排泄・移乗等の直接的な身体介助を指し、単に手引き等のために体に触れる行為は含まれません。

- イ 全身性・知的・精神障がいを重複している方について、視覚障がい以外の障がい以外で外出時の支援を必要している場合は、引き続き移動支援の利用が可能です。（グループ支援を除き併給は不可）
- ウ グループ支援については、同行援護のサービス対象外となりますので、利用を希望する場合は、引き続き移動支援の支給決定が必要となります。その際、各区役所では、移動支援と同行援護の支給量の合計が最大支給量を超えないよう調整します。

3 契約について

同行援護のサービス提供にあたっては、利用者と再度契約が必要となります。それに伴い、区役所へ同行援護の開始と移動支援の終了について、契約内容報告書の提出をお願いします。

4 利用者負担について

同行援護については、移動支援に比べ基本報酬が増加する他、初期加算等の各種加算も算定されることから、課税世帯の方については、利用状況により移動支援よりも利用者負担が増加する場合があります。利用者の方に対しては、契約時等にご説明いただくようお願いします。

5 事業所指定について

居宅介護等と同様、北海道が行うこととなりますが、その基準については 6 月 29 日に各事業者あてに送付しております、「同行援護の事業内容等について(案)」(平成 23 年 6 月 20 日国事務連絡)をご参照ください。

【連絡先】

札幌市障がい福祉課給付管理係 木村、荘司

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

：011 - 211 - 2938 Fax：011 - 218 - 5181

E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp